

令和4年10月1日以降に委託解除となった事業場の 減額訂正報告の際の計算方法と 様式が一部変更になりました

令和4年10月1日に雇用保険料率が改定されました。

このため、令和4年10月1日以降に委託解除となった事業場につきましては、減額訂正報告を行う際の計算方法が変更になりました。

また、「賃金等報告(組様式第4号)」および「申告書内訳(組様式第6号)」の様式が一部変更されました。

計算にあたって

【末尾4～6】

計算方法は変更ありません。

従前の申告書内訳を使用できます。

新様式の申告書内訳を使用する場合、賃金総額は「通年」欄に記入してください。

【末尾2】

前期(R4.4.1～R4.9.30)と後期(R4.10.1～R5.3.31)に分けて計算します。

計算式：(前期の賃金総額×前期の雇用保険率)+(後期の賃金総額×後期の雇用保険率)

新様式の申告書内訳を使用してください。

従前の申告書内訳を使用する場合は、「令和4年度 確定保険料算定内訳」を添付してください。

【末尾0】

労災保険料・雇用保険料ともに前期と後期に分けて計算します。

①労災保険分の賃金総額と雇用保険分の賃金総額が同じ場合

計算式：前期の賃金総額×(労災保険率+前期の雇用保険率)+
後期の賃金総額×(労災保険率+後期の雇用保険率)

②労災保険分の賃金総額と雇用保険分の賃金総額が異なる場合

計算式：(前期の賃金総額×労災保険率+後期の賃金総額×労災保険率)+
(前期の賃金総額×前期の雇用保険率+後期の賃金総額×後期の雇用保険率)

新様式の申告書内訳を使用してください。

従前の申告書内訳を使用する場合は、「令和4年度 確定保険料算定内訳」を添付してください。

【一般拠出金】

計算方法は変更ありません(通年の賃金総額を基に計算してください)。

様式のダウンロード

「賃金等報告」「申告書内訳」の新様式、「確定保険料算定内訳」は厚生労働省のホームページからダウンロードできます(「賃金等報告」「申告書内訳」に計算式は入っていないのでご注意ください)。

「令和4年10月1日以降に保険関係が消滅した事業の申告書内訳の書き方(事務組合用)」も参照ください。

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/roudouhoken01/yousiki.html>

作成方法等で不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

滋賀労働局労働保険徴収室 事務組合担当

TEL : 077-522-6520